

○ 東京湾北部海域における航行方法等について

平成 22 年 8 月 1 日
東京航空局
第三管区海上保安本部

東京国際空港D滑走路の供用開始に伴い、航空機と船舶の安全を確保するため、平成 22 年 10 月 1 日から東京沖灯浮標、東京国際空港D滑走路周辺海域及び東京湾アクアライン付近海域における船舶の航行方法を次のとおりとする。

1 用語の定義

- (1) 「船舶最高点」：船舶上の構造物で最も高い部位
- (2) 「船舶高基準面」：航空法の規定により空港周辺に設定される「制限表面」のうち「進入表面（勾配 2.0%）」について、「飛行方式設定基準」に規定されている「障害物評価表面（OAS）（勾配 2.85%）」の考え方を採用した基準
基準面の勾配：2.85%
基準面の範囲：進入区域（進入表面を投影した区域）と同じ
- (3) アクアライン東水路：「海上交通安全法第 25 条第 2 項の規定に基づく経路の指定に関する告示」で定められた海域

2 東京沖灯浮標周辺海域

- (1) 東京沖灯浮標（北緯 35 度 32 分 30 秒、東経 139 度 51 分 24 秒）を中心とした半径 1,850 メートルの円内海域を航行する船舶は、同灯浮標を左舷に見て航行すること。
- (2) 船舶は、東京沖灯浮標を中心とする半径 1,850 メートルの円内には錨泊しないこと。

3 東京国際空港D滑走路周辺海域

- (1) 水面上の高さ（水面から船舶最高点までの高さ）が 28.4 メートル以上の船舶は、東京国際空港D滑走路に設定された船舶高基準面下海域で東京国際空港D滑走路東方灯標（北緯 35 度 32 分 41 秒、東経 139 度 49 分 51 秒）をA点とし、B点東京西航路第一号灯標（北緯 35 度 32 分 59 秒、東経 139 度 50 分 19 秒）、C点（北緯 35 度 33 分 15 秒、東経 139 度 49 分 53 秒）、D点（北緯 35 度 32 分 53 秒、東経 139 度 49 分 35 秒）を順次に結んだ線並びにA点とD点を結んだ線により囲まれた海域に侵入しないこと。
- (2) 水面上の高さが 28.4 メートル未満の船舶で上記A・B・C・D点を順次

に結んだ線並びにA点とD点を結んだ線により囲まれた海域を航行するときは、東京国際空港D滑走路東方灯標（北緯 35 度 32 分 41 秒、東経 139 度 49 分 51 秒）の北東側の海域を航行すること。

4 東京湾アクアライン付近海域

(1) 次に掲げる船舶は、東京湾アクアライン東水路を航行すること。

- ① 中ノ瀬航路を出航後、東京湾アクアライン線を横切って北の方向に航行しようとする総トン数 3,000 トン以上の船舶
- ② 中ノ瀬航路第八号灯標とアクアライン東水路南東端（北緯 35 度 27 分 14 秒、東経 139 度 51 分 31 秒）を結んだ線及び東京湾アクアライン線を順に横切って北の方向に航行しようとする総トン数 3,000 トン以上の船舶
- ③ ②以外で東京湾アクアライン線を横切って航行しようとする総トン数 10,000 トン以上の船舶（鶴見航路を航行せずに京浜港川崎区に入出港する船舶は除く。）

(2) 船舶は、東京湾アクアライン東水路には錨泊しないこと。

※ 注) アクアライン東水路

別図のイロハニの各点を順次に結んだ線並びにイ点とニ点を結んだ線により囲まれた海域（平成 22 年 7 月 1 日施行）

- イ（水路南西端：北緯 35 度 28 分 40 秒 東経 139 度 49 分 21 秒）
- ロ（水路北西端：北緯 35 度 30 分 13 秒 東経 139 度 50 分 55 秒）
- ハ（水路北東端：北緯 35 度 28 分 45 秒 東経 139 度 53 分 04 秒）
- ニ（水路南東端：北緯 35 度 27 分 14 秒 東経 139 度 51 分 31 秒）

東京湾北部海域における航行経路図

別図

